

【第 27 回新型コロナウイルス感染症対策会議】

R2.11.26 PM2:00～

5F 大会議室

出席者；金井会長、水谷・神田・廣澤副会長

桃木・松本・丸木・登坂・松山・長又・寺師・鹿嶋・小室常任理事

県行政（保健医療部 秋田企画幹・涌井主幹・相川主査）

金井会長

今回 27 回目となる。本日も県保健医療部から出席いただいている。
診療・検査医療機関の件も含め県から報告いただきたい。

秋田企画幹

今朝の時点で診療・検査医療機関が 1094 医療機関となった。各地域、満遍なく多くの先生方にご協力いただき感謝する。12 月 1 日を公表予定としているが、システムの関係上、まず 11 月 19 日現在のリストを公表させていただき、随時更新していくこととする。リストは診療と検査の両方できる医療機関と診療のみの医療機関に分けている。

資料 1 は、県の記者発表資料である。12 月 1 日からの公表については、既に記者会見等で知事から申し上げているところであるが、正式な記者発表として、本日の郡市医師会長会議において披露した後に、明日発表したいと考えている。最後のページにある黄色のチラシを作成した。指定いただいた全ての医療機関に配布を予定している。保健所や保健センターにも掲載し、啓発用のチラシとしたい。中身はできるだけシンプルにした（郡市医師会長会議において、まずかかりつけ医に相談するという項目を追加することとなった）。

資料 2 については、医療機関掲載用としてポスターを作成した。あくまでも参考までに作成したものであり、強制ではない。

資料 3 は、各地域で説明会を開催した際、一部の地域で、ガイドラインに添付してインフルエンザと新型コロナに関する、もう少し詳しい説明資料ができないかという要望があったため、作成した資料である。参考にさせていただきたい。

小室常任理事

添付の資料はホームページに掲載されるか。

秋田企画幹

掲載するようにする。

水谷副会長

医療機関を検索する場合の項目はどうなっているのか。

秋田企画幹

居住地や、診察時間等、いくつかのチェック項目を設定し検索していただき、条件にあう医療機関の一覧が掲載されるようにしている。

小室常任理事

前回は話したが、発熱外来を実施している中で、PCR 検査に同意いただけない方が増えているように感じる。インフルエンザの投薬も受けていなく、コロナの検査も受けていないが、発熱があるので、検査を受けさせたい患者向けの自宅療養の注意書きのようなものを作成いただきたい。

秋田企画幹

丸木常任理事と相談し、作成したいと思う。

丸木常任理事

陰性となっても心配なケースもあるので、それも含め作成したい。

桃木常任理事

地元の学校で、家族内感染が疑われる患者の母親が PCR 検査を受けているのもかわらず、子どもが体調不良ということで、学校に迎えに来てしまったというケースがあった。PCR 検査を受けている最中は結果が出るまでは自宅で待機するよう、アナウンスいただきたい。

秋田企画幹

学校だけでなく、受けた方全員に守っていただかなくてはならないことであるため、受けた方に確実に周知したいと思う。

金井会長

いろいろと実施しているが他県と比較すると保健所の仕事はかなり減っていると思うが、保健所と連携し、細部について詰めたほうが良いと思うので、どこかでやっていただきたい。

年末年始の医療提供体制については、郡市あてにアンケートを実施した。実際は、コロナ関連のため国等が対応すべきところであり、財政支援等いろいろ出てくると思う。県のほうには既に依頼している。もう一点は、都道府県医師会長会議でも話題になったが、民間衛生検査所が年末年始が休みになってしまうという問題である。それについても県のほうから県内の検査所をお願いをしているところである。

秋田企画幹

既にご協力いただける検査所は出てきている。今後、地区が偏らな

いよう、調整したいと考えている。調整が済み次第、紹介させていただきたい。

金井会長

本日は、郡市医師会長会議なので、県の方にも出席いただき、このアンケート結果をもとに、議論いただこうと考えている。

<報道発表資料>

令和2年11月27日

新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの両方を 診療できる「埼玉県指定 診療・検査医療機関」を公表します

埼玉県では、埼玉県医師会及び各郡市医師会と連携し、次のインフルエンザの流行に備えた診療・検査体制の整備を進めてきました。

12月1日(火)から、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの両方の診療・検査に対応できる「埼玉県指定 診療・検査医療機関」を、県ホームページで公表します。

これにより、発熱患者が迷わず、身近な診療所等で受診することができ、医師の判断により必要な検査が受けられるようになります。

県民の皆さまは、発熱などの症状がある場合、「埼玉県指定 診療・検査医療機関」に事前に連絡のうえ受診してください。

1 公表日時

令和2年12月1日(火) ●時から、以下のページで「埼玉県指定 診療・検査医療機関」の検索システムを公開し、医療機関を公表します。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/hpsearch.html>



※また、検索システムの公開に合わせて、埼玉県LINE公式アカウント「埼玉県—新型コロナ対策パーソナルサポート」のメニューからも検索システムにアクセスできるようになります。

「埼玉県—新型コロナ対策パーソナルサポート」の友だち登録はこちら

http://www.pref.saitama.lg.jp/a0701/covid19/line_saitama-official-account.html



2 公表時の医療機関数

●●●●機関

※指定申請は随時受け付けているため、今後も増える可能性があります。

3 県民の皆さまへ

「埼玉県指定 診療・検査医療機関」では、他の症状の患者と接触しないように発熱患者専用の受付時間を設定しています。そのため、事前連絡をしないで医療機関に行っても、受診できないことがあります。必ず、事前に連絡したうえで受診してください。

(1) 受診の際の注意

- ・ 受診の際は必ずマスクを着用しましょう。
- ・ 公共交通機関の利用は控えましょう。
- ・ 診療所等からの指示事項を守りましょう。
- ・ 検査は医師が必要と認めた場合に行います。

(2) ホームページが見られない場合

以下の窓口にご相談ください。診療・検査医療機関をご案内します。

■埼玉県受診・相談センター（月～土曜、祝日 午前9時～午後5時30分）

電話 048-762-8026 FAX 048-816-5801

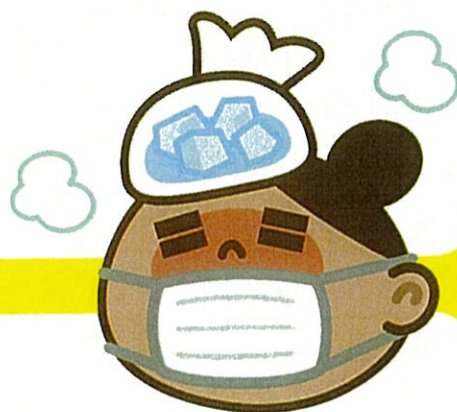
■県民サポートセンター（24時間 年中無休）

電話 0570-783-770

※埼玉県受診・相談センターでは、「受診するべきか迷っている」などの受診に関する相談もできます。

もし、発熱したら

受診するための3ステップ



1 医療機関を検索

新型コロナとインフルエンザ両方の診療ができる

「埼玉県指定 診療・検査医療機関」を検索システムからお探してください。

埼玉県 診療検査 検索

検索

URL

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/hpsearch.html>



2 受診の予約

他の症状の患者さんとの接触を避けるため、医療機関ごとに発熱患者専用の受付時間を設定しています。必ず事前に予約をしてください。



3 受診

必ず、予約した病院で受診してください。



受診時のお願い

- 受診の際は、**必ずマスク**を着用しましょう
- 医療機関の指示事項を守りましょう
- 公共交通機関の利用は控えましょう
- 検査は医師が必要と認めた場合に行います



コバトン・さいたまっち

受診先の確認・受診を迷う場合

☎ 048-762-8026

FAX 048-816-5801

埼玉県受診・相談センター

月～土曜、祝日 午前9時～午後5時30分

受診先の確認・一般的な質問

☎ 0570-783-770

県民サポートセンター

24時間・年中無休・電話受付のみ



埼玉県保健医療部感染症対策課
感染症・新型インフルエンザ対策担当
TEL 048-830-3557 FAX 048-830-4808

埼玉県LINE公式アカウント
「新型コロナ対策パーソナルサポート」
からも受診できる医療機関を検索できます





当院は

埼玉県指定 診療・検査医療機関

です。

適切な感染管理を行った上で、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの診察を行います。

発熱等の症状がある方は、**必ず事前に連絡してから**、以下の時間にご来院ください。

連絡先：

— —

診察時間

曜日 (時間)

曜日 (時間)

曜日 (時間)

曜日 (時間)

曜日 (時間)

(注意事項)

- 事前の連絡なく来院した場合、受診できない場合があります。
- 検査は、医師の判断で行います。

(医療機関名・院長)

**埼玉県・埼玉県医師会**

当院は



埼玉県指定 診療・検査医療機関

です。

適切な感染管理を行った上で、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの診察を行います。

発熱等の症状がある方は、**必ず事前に連絡してから**、以下の時間にご来院ください。

連絡先： 048-〇〇〇-〇〇〇〇

診察時間

月曜日 (時間) 9:00~12:00

火曜日 (時間) 9:00~12:00, 14:00~18:00

水曜日 (時間) 8:30~9:30, 12:00~14:00

金曜日 (時間) 17:15~18:00

土曜日 (時間) 17:10~18:20

(注意事項)

- 事前の連絡なく来院した場合、受診できない場合があります。
- 検査は、医師の判断で行います。

(医療機関名・院長)



埼玉クリニック 院長 埼玉太郎

埼玉県・埼玉県医師会

インフルエンザとCOVID-19の検査

インフルエンザ流行期の検査

○ インフルエンザが強く疑われる場合を除いて、可及的に季節性インフルエンザとCOVID-19の両方の検査を行うことを推奨(表4)。

○ ただし、COVID-19の検査の実施は限られることから、流行状況により、先にインフルエンザの検査を行い、陽性であればインフルエンザの治療を行って経過を見ることが考えられる。(日本感染症学会、“今冬のインフルエンザとCOVID-19に備えて”の提言に際して、より要約抜粋)

○ 実臨床では、医師の判断によりインフルエンザとCOVID-19の両方を同時に検査する場合のみならず、インフルエンザがCOVID-19のどちらかを強く疑って検査を行うこともある。

表4 想定される検体と検査の種類等の例

採取する検体	季節性 インフルエンザ	COVID-19	感染防護
① 鼻咽頭ぬぐい液・ 鼻腔ぬぐい液	抗原定性 鼻咽頭ぬぐい液 ・鼻腔ぬぐい液	抗原定性※ PCR(抗原定量) 鼻咽頭ぬぐい液 ・鼻腔ぬぐい液	医療者に一定の曝露あり(フェイスガード、サージカルマスク、手袋、ガウン等) ※ 鼻腔ぬぐい液を自己採取する場合、医療者の曝露は限定的(サージカルマスク、手袋)
インフルとCOVID-19の抗原定性 (簡易キット)の同時検査も可能			
② 鼻かみ液・唾液	抗原定性 鼻かみ液	PCR(抗原定量) 唾液	医療者の曝露は限定的 (サージカルマスク、手袋)

* COVID-19 に対する抗原定性検査は、場所を選ばず実施可能であり、短時間で結果を確認することができる。

(第40回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会・第46回厚生科学審議会感染症部会(令和2年9月10日)の資料「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備」より改変 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_13511.html)

国立感染症研究所「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)病原体検査の指針(第2版)より」

新型コロナウイルスの各種検査の特徴

新型コロナウイルス感染症にかかる各種検査

検査の対象者	核酸検出検査 (PCR, LAMP法等)		抗原検査 (定量)		抗原検査 (定性)	
	鼻咽頭	鼻腔*	鼻咽頭	鼻腔*	鼻咽頭	鼻腔*
有症状者 (症状消退 者含む)	発症から 9日目以内	○	○	○	○ (※1)	○ (※1)
	発症から 10日目以降	○	○	○	△ (※3)	△ (※3)
無症状者		○	○	○	○ (※1)	○ (※1)
		○	○	○	○ (※1)	○ (※1)

※1: 発症2日目から9日目以内の有症状者の確定診断に用いられる。

※2: 有症状者への使用は研究中。無症状者への使用は研究を予定している。

※3: 使用可能だが、陰性の場合は臨床像から必要に応じて核酸検出検査や抗原定量検査を行うことが推奨される。(△)

※4: 推奨されない。(ー)

*: 引き続き検討が必要であるものの、有用な検体である。

メリット

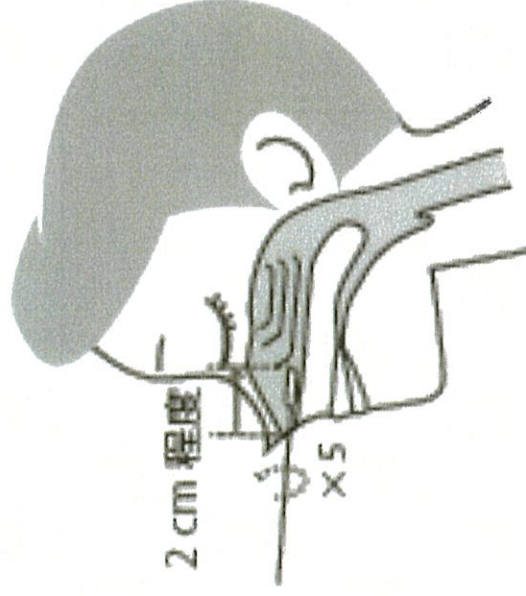
- 簡易キットによる検査であるため、その場で簡便かつ迅速に検査結果が判明する。
- 発症2日目から9日目の有症状者の確定診断に使用可能。インフルエンザ流行期における発熱患者等への検査に有効。
- 鼻腔ぬぐい液を自己採取する場合は、医療者の曝露は限定的(サージカルマスク、手袋)。

デメリット

無症状者に活用できる。

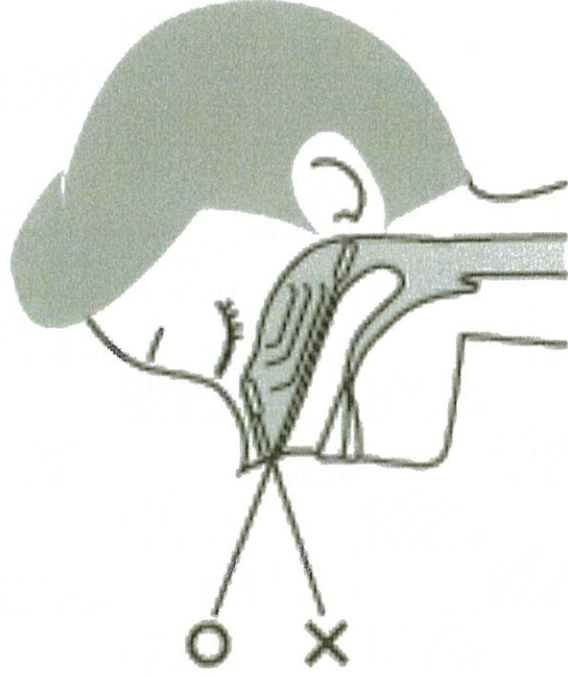
国立感染症研究所「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)病原体検査の指針(第2版)より」

鼻腔ぬぐい液の検体採取方法



- ① 滅菌綿棒を、鼻孔に水平に2cm程度挿入し、滅菌綿棒を5回程度回転させます。
- ② 挿入した部位で5秒程度静置したのち、滅菌綿棒の先端が他の部位に触れないように注意深く引き抜きます。
- ③ 検体を採取した綿棒の綿球部分をすみやかにスクイズチューブ内の検体処理液に浸します。

鼻咽頭ぬぐい液の検体採取方法



- ① キット付属のスワブを、顔面に対して垂直に鼻孔から下鼻甲介に沿わせながら鼻腔奥にコトンと行き止まる部位まで挿入します。
- ② 挿入したら、数回擦るようにして粘膜表皮を採取します。
- ③ 検体を採取したスワブをすみやかにスクイズチューブ内の検体処理液に浸します。

唾液の検体採取方法

検体採取時の注意点

10分以内に飲食やうがいを行っていた場合は、10分経過するまで待機いただくよう案内すること。

検体の採取方法

唾液は1～2 ml必要であり、下図を参照して十分出す工夫をすること。
5～10分ほど唾液を溜めてからはき出すのもよい。



① 下顎部（顎下線）を前後
によく揉む



② 舌を持ち上げ、口蓋につけ
たり擦ったりする。



③ 頬を吸って、口内に唾液を
吸い出す。

日本医師会「唾液からのPCR検体採取について」から抜粋